

7 日 獣 発 第 179 号
令和 7 年 8 月 21 日

基礎自治体狂犬病予防業務担当者 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

**狂犬病予防法に基づく犬の登録に係る手数料の収納サイト
日本獣医師会「犬の登録支援システム」のご提案**

平素より、狂犬病予防行政等にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。
令和 7 年 8 月 21 日付で厚生労働省・環境省・デジタル庁が発出した事務連絡「狂犬病予防法に基づく犬の登録に係る手数料の収納サイトの利用等について」では、マイクロチップ登録サイトと連携した決済機能の整備方針が示されました。

その中で、日本獣医師会が構築した『犬の登録支援システム』が、「情報連携機能」「登録頭数に応じた手数料制」「導入費用ゼロ」などの特徴を持つ民間システムとして紹介されております。

本システムは、令和 6 年度の地方分権改革対応方針に基づき設計されているため、国の制度改正の方向性とも整合しており、狂犬病予防法に基づく犬の登録に関する実務の効率化や、登録率の向上に寄与する仕組みとなっております。事務負担の軽減等に資する支援ツールとして、多くの自治体での活用が期待されています。

ご関心をお持ちいただけましたら、ぜひ下記までお気軽にお問い合わせください。詳細資料や操作画面等をご案内いたします。

連 絡 先：公益社団法人 日本獣医師会
〒107-0062 東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 23 階
TEL 03-3475-1601 FAX 03-3475-1604 担当：中村、松岡

厚労省、環境省、デジ庁からの事務連絡通知でも紹介された

日本獣医師会「犬の登録支援システム」のご提案



自治体事務の軽減に！

DX化による住民サービスに！



令和8年度からの供用開始に向けて説明対応中

マイナンバーカードがなくても、犬の所在地の自治体で（所有者の自治体でなくても）支払いが可能

TOP画面や完了画面、メールの文言は、特例参加状況等に応じた自治体ごとのカスタマイズが可能

情報連携できるので、再入力する必要がなく、マイクロチップ登録で入力した情報がそのまま利用可能

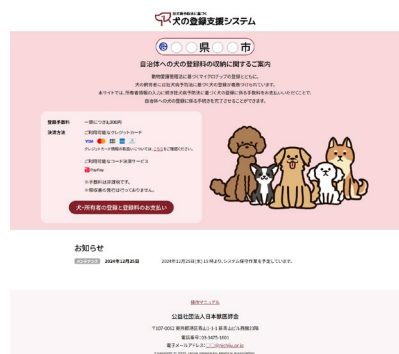
自治体が導入費用をかけて、新たなシステム整備や決裁基盤の整備を行う必要がなく、即日利用可能

犬の登録情報を即時に取得できるため、特例通知を待つ必要がなく、特例参加・不参加関係なく利用可能

テストサイトで操作感も確認できます
お気軽にお問合せください



トップ画面イメージ



公益社団法人日本獣医師会 担当：中村、松岡

107-0062 東京都港区南青山1-1-1西館23F

電話：03-3475-1601 メール：nakamura@nichiju.or.jp